令和２年度第１回
京 都 地 方 最 低 賃 金 審 議 会

令 和 ２ 年 ６ 月 ２ ９ 日 （ 月 ） 午 後 １ 時 30 分 ～
京都七条公共職業安定所　３階会議室

議　事　次　第

１　開　　会

２　議　　事

（１）令和２年度 京都府最低賃金の改正決定について（諮問）

（２）令和２年度 特定（産業別）最低賃金改正の意向表明について

（３）最低賃金を取り巻く状況について

（４）令和２年度 京都地方最低賃金審議会 京都府最低賃金専門部会の設置について

（５）京都府最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者からの意見聴取に関する公示について

（６）令和２年度 特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無に係る検討小委員会の設置について

提 出 資 料

№.1	第 52 期 京都地方最低賃金審議会　委員名簿	Ｐ１
№.2	京都地方最低賃金審議会　運営規程	Ｐ３
№.3	令和２年度における特定（産業別）最低賃金の改正等に係る申出の意向表明一覧表	Ｐ５
№.4	京都府経済の動向（令和２年５月報告）	Ｐ７
№.5	京都市消費者物価指数　令和元年平均確報	Ｐ９
№.6	令和２年 春季 各機関別 賃上げ集計状況	Ｐ11
№.7	京都府における令和２年春季 賃上げ要求・妥結状況	Ｐ12
№.8	令和元年 毎月勤労統計調査 地方調査結果概要	Ｐ13
№.9	京都府における労働者１人当たりのきまって支給する給与額の推移	Ｐ17
№.10	京都府における短時間労働者の１時間当たりの所定内給与額の推移（平成 27 年～令和元年　5 年間）	Ｐ18
№.11	京都府における 学歴別 初任給額の推移（平成 27 年～令和元年　5 年間）	Ｐ19

№12　全国の学歴別 初任給額の推移　P20
（平成 22 年～令和元年　10 年間）

№13　京都府内の中途採用者の採用時賃金情報　P21
（平成 25～令和２年　1 月～3 月期比較）

№14　求人募集賃金・求職者希望賃金情報　P23

№15　令和元年「賃金構造基本統計調査（初任給)」の結果　P27

№16　令和元年「賃金構造基本統計調査」の結果　P28

№17　「全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書」について（参考）　P29

資料 No.1

第52期 京都地方最低賃金審議会 委員名簿

京都労働局労働基準部賃金室
令和２年６月29日現在

	氏　　名	現　　職
公益代表委員	赤岡（アカオカ） 広周（ヒロチカ）	京都産業大学 経営学部 准教授
	岩永（イワナガ） 昌晃（マサアキ）	京都産業大学 法学部 教授
	河原（カワハラ） 美紀（ミキ）	京都府社会保険労務士会 常任理事
	佐藤（サトウ） 卓利（タカトシ）	立命館大学 経済学部 特任教授
	寺井（テライ） 基博（モトヒロ）	同志社大学 社会学部 准教授
労働者代表委員	青山（アオヤマ） 勲（イサオ）	連合京都　副会長 ＪＡＭ京滋 副執行委員長 ＪＡＭジーエス・ユアサ労働組合 中央執行委員長
	赤瀬（アカセ） 史（フミ）	連合京都　副事務局長
	久保（クボ） 誠志郎（セイシロウ）	ＵＡゼンセン 京都府支部 主任
	呉川（クレカワ） 昌弘（マサヒロ）	電機連合　京都地方協議会　事務局長□
	松山（マツヤマ） 裕二（ユウジ）	三菱自動車工業労働組合 京都支部 支部長 自動車総連 京都地方協議会 議長 連合京都 副会長
使用者代表委員	石垣（イシガキ） 一也（カズヤ）	一般社団法人　京都経営者協会 理事　事務局長
	小山（コヤマ） 哲史（テツジ）	京都府中小企業団体中央会 専務理事
	京崎（キョウザキ） 操（ミサオ）	京都北都信用金庫 専務理事
	千原（チハラ） 克彦（カツヒコ）	NISSHA株式会社 総務部 部長
	米田（ヨネダ） 庄太郎（ショウタロウ）	株式会社髙島屋 京都店 顧問

委員任期：令和元年５月１日～令和３年４月30日

資料No.２

京都地方最低賃金審議会 運営規程

第１条　京都地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）及び最低賃金審議会令（昭和三十四年政令第百六十三号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第２条　審議会に会長と会長代理を置く。

２　会長及び会長代理は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、会長代理が会長の職務を代理する。

第３条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、京都労働局長（以下「局長」という。）又は５人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各１人以上を含む３人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

２　前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の一週間前までに、会長に通知しなければならない。

３　会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも３日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

第４条　会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実を調査し、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

２　会長は、公益委員間の意思統一、意見の調整等必要と認める場合には、公益委員会議を開催することができる。

第５条　委員は、病気その他の事由によって、会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で速報するものとする。

２　委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知するものとする。

第６条　　会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

２　　委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けなければならない。

３　　審議会は会長が、必要があると認めるときは委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第７条　　会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

２　　会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第８条　　会議の議事については、議事録又は議事要旨を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員２人が署名するものとする。

２　　議事録、議事要旨及び会議の資料は、原則として公開とする。

ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

３　　前二項の規定は、小委員会、公益委員会議（以下、「小委員会等」という。）について準用する。

第９条　　会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付して、その都度局長に送付するものとする。

第10条　　この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第11条　　この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

付　記

第１条　　この規程は、平成13年５月８日から施行する。

第２条　　この規程は、平成 21 年 12 月 24 日から一部変更し、施行する。

第３条　　この規程は、平成26年７月２日から一部変更し、施行する。

令和２年度における 特定（産業別）最低賃金の改正等に係る申出の意向表明一覧表

京　都　労　働　局
令和２年４月25日作成

	最　低　賃　金　の　件　名	申　出　者	適用労働者数	申出ｹｰｽ	改正 新設 廃止	意向表明 年　月　日
1	京都府印刷業最低賃金	京都印刷最賃連絡会 代表　村田茂陽	7,646	労働協約	改 正	令和2年3月3日
2	京都府金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業（粉末冶金製品製造業を除く）最低賃金	最賃京都機械金属連絡会議 議長　山本敏明	2,204	労働協約	改 正	同上
3	京都府ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、繊維機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金	最賃京都機械金属連絡会議 議長　山本敏明	15,196	労働協約	改 正	同上
4	京都府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	最賃京都機械金属連絡会議 議長　山本敏明	26,410	労働協約	改 正	同上
5	京都府輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業（輸送用機械器具製造業は自転車・同部品製造業を除く。建設機械・鉱山機械製造業は、建設用ショベルトラック製造業に限る）最低賃金	最賃京都輸送用機械連絡会議 議長 松山裕二	7,291	労働協約	改 正	同上
6	京都府各種商品小売業最低賃金	京都小売最賃連絡会 代表幹事　師玉憲治郎	9,247	労働協約	改 正	同上
7	京都府自動車（新車）小売業最低賃金	最賃京都新車小売業関連連絡会議 議長 松山裕二	5,705	労働協約	改 正	同上

資料No. 3

京都府経済の動向

(令和２年5月報告)

資料 №4

令和２年６月２日
政策企画部企画統計課
情報分析係

1 府内経済の動向（総合判断）

府内の景気は、厳しい状況にある。
先行きについては、新型肺炎の影響および海外景気の動向などを注視する必要がある。

前月からの推移：↘（判断引き下げ）

2 分野別概況

生産

3月分	80.0 (速報値)	前月比(%)	△ 0.2

生産はこのところ弱含み。「電気・情報通信機械工業」や「その他工業」等の９業種で上昇したものの、「食料品・たばこ工業」や「窯業・土石製品工業」等７業種で低下し、３か月連続の低下となった。

京都府及び経済産業省「鉱工業生産指数(総合・季節調整済)」

物価

3月分	101.6	前年同月比(%)	△ 0.1

京都市の消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)は、「生鮮食品を除く食料」等で上昇したものの、「諸雑費」等で低下し、前年同月比で0.1%の低下と、36か月ぶりの低下となった。

京都府及び総務省「消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)」

消費

3月分	35,000 百万円	前年同月比(%)	△ 18.0 (既存店)

京都府内の百貨店・スーパー販売額を既存店比較でみると、「婦人・子供服・洋品」等で減少し、前年同月比で18.0%の減少と、6か月連続の減少となった。

経済産業省「百貨店・スーパー全店販売額(商業動態統計)」

観光

2月分	43.9 (速報値)	前年同月差(ポイント)	△ 16.9

京都府内のホテル等の客室稼働率は、前年同月と比べ16.9ポイントの低下と、3か月連続の低下となった。

観光庁「客室稼働率(宿泊旅行統計調査)」

労働

2月分	80.9	前年同月比(%)	△ 2.8

京都府における実質賃金指数は、前年同月と比べ2.8%の低下と、５カ月連続の低下となった。

京都府及び厚生労働省「実質賃金指数(毎月勤労統計調査)」

雇用

3月分	1.44	前月差	△ 0.10

京都府における有効求人倍率（パートタイムを含む・季節調整値）は、前月と比べ0.10ポイントの低下と３カ月連続の低下となった。

京都労働局及び厚生労働省「有効求人倍率(パートタイムを含む・季節調整値)」

設備投資

3月分(R2)	9,455 ㎡	3月分(H31)	11,354 ㎡

京都府における建築物着工床面積（「鉱業、採石業、砂利採取業、建設業用建築物」及び「製造業用建築物」の合計）は、前年同月比で５か月ぶりの低下となった。

国土交通省「建築物着工床面積(建築動態統計)」

住宅投資

3月分(R2)	1,163 戸	3月分(H31)	1,276 戸

京都府における着工新築住宅戸数は、前年同月比で４か月連続の減少となった。

国土交通省「着工新築住宅戸数(建築着工統計)」

公共投資

4月分(R2)	96,698 百万円	4月分(H31)	30,287 百万円

京都府における公共工事前払保証請負金額は、前年同月比で６か月ぶりの増加となった。

西日本建設業保証㈱「公共工事前払保証請負金額(公共工事前払保証統計)」

金融

3月分	64,503 億円	前年同月比(%)	5.7

京都府における貸出金は、前年同月比で5.7%の増加と、64か月連続の増加となった。

日本銀行「都道府県別貸出金」

企業倒産

4月分(R2)	20 件	4月分(H31)	17 件

京都府内の企業倒産件数（負債総額１千万円以上）は、前年同月比で３か月ぶりの増加となった。

㈱東京商工リサーチ「企業倒産状況」

総合判断の凡例
↗…判断引き上げ　➡…判断据え置き　↘…判断引き下げ

ポイント

1　総合判断

「府内の景気は、厳しい状況にある。」

「先行きについては、新型肺炎の影響及び海外景気の動向などを注視する必要がある。」

2　生産【資料原本4項】

府内の「鉱工業生産指数」は、平成27年を100とすると、平成29年96.3、平成30年97.9、令和元年90.0と減少している。令和2年は、1月から3月にかけて、88.2から80.0で推移し、減少傾向にある。

3　物価【資料原本5項】

京都市内の消費者物価指数は、平成27年を100とすると、平成29年100.5、平成30年101.5、令和元年101.9と僅かながら上昇を続けている。令和2年は、1月から3月にかけて、102.0から101.7で推移し、僅かながら減少傾向を続けている。

4　雇用【資料原本10項】

府内の「有効求人倍率」は平成29年1.53倍、平成30年1.58倍、令和元年1.58倍と平成29年以降、高率で推移している。令和2年は、1月から3月にかけて、1.55倍から1.44倍と減少傾向に推移している。

※「労働」は、別途、賃上げに関する資料を添付しているので省略した。

京都市消費者物価指数　令和元年平均確報

資料№5

2015年(＝100)基準

令和2年1月24日
京都府政策企画部企画統計課
Tel 075-414-4507

－　総合指数は101．9　前年比0．4%の上昇　－

－　生鮮食品を除く総合は101．7　前年比0．6%の上昇　－

－　生鮮食品及びエネルギーを除く総合は102．0　前年比0．6%の上昇　－

概　況

1 総合指数　101．9となり、前年比は0．4%上昇しました。
前年比は、平成29年以降3年連続の上昇です。

2 生鮮食品を除く総合指数　101．7となり、前年比は0．6%上昇しました。
前年比は、平成29年以降3年連続の上昇です。

3 生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数　102．0となり、前年比は0．6%上昇しました。
前年比は、平成27年以降5年連続の上昇です。

4 前年との比較

（上昇したもの）　教養娯楽1．7%、光熱・水道1．4%、住居0．3%、被服及び履物1．4%、食料0．2%、家具・家事用品1．2%、保健医療0．8%

（下落したもの）　教育－1．0%、諸雑費－0．6%、交通・通信－0．2%

5 総合指数の推移

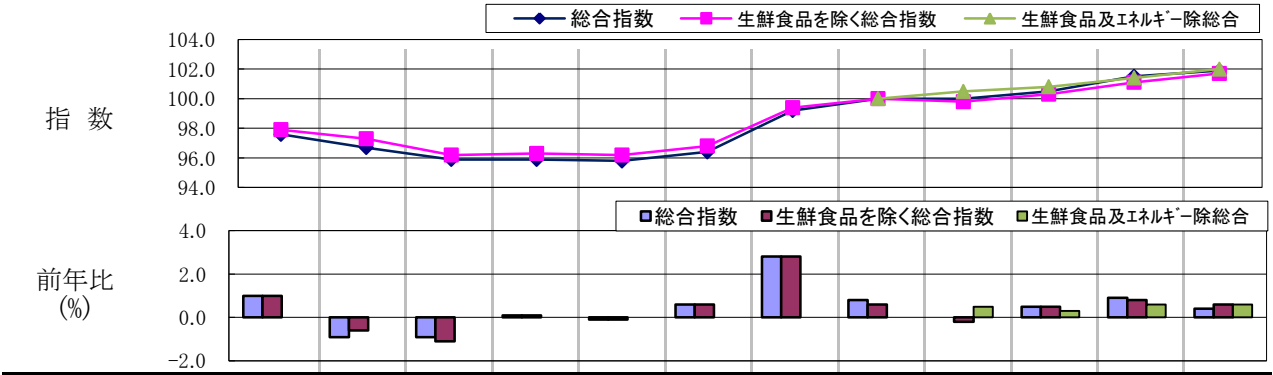

年	平成20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	令和元年
総合指数	97.6	96.7	95.9	95.9	95.8	96.4	99.2	100.0	100.0	100.5	101.5	101.9
前年比(%)	*1.0*	*-0.9*	*-0.9*	*0.1*	*-0.1*	*0.6*	*2.8*	*0.8*	0.0	0.5	0.9	0.4
生鮮食品を除く総合指数	97.9	97.3	96.2	96.3	96.2	96.8	99.4	100.0	99.8	100.3	101.1	101.7
前年比(%)	*1.0*	*-0.6*	*-1.1*	*0.1*	*-0.1*	*0.6*	*2.8*	*0.6*	-0.2	0.5	0.8	0.6
生鮮食品及ｴﾈﾙｷﾞｰ除総合								100.0	100.5	100.8	101.4	102.0
前年比(%)									0.5	0.3	0.6	0.6

費目別

1 前年からの動き

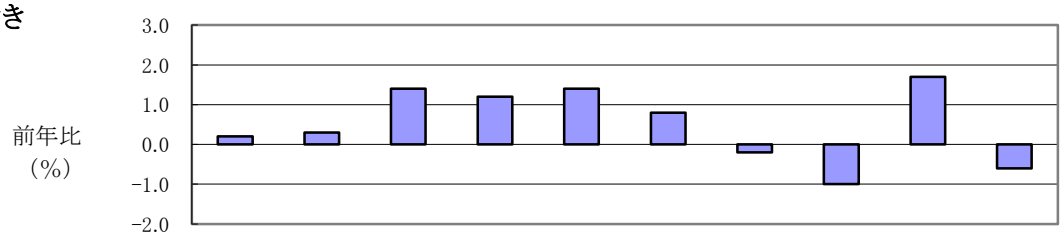

費　目	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費
指　数	104.4	100.3	97.3	96.7	105.1	104.0	99.4	101.6	104.8	101.3
前年比(%)	0.2	0.3	1.4	1.2	1.4	0.8	-0.2	-1.0	1.7	-0.6
寄与度	0.50	0.60	1.00	0.40	0.50	0.30	-0.30	-0.40	1.80	-0.30

（注1）　この資料は、総務省統計局『小売物価統計調査』の結果に基づき、作成しています。
（注2）　費目・品目の配列は、寄与度（総合指数の上昇率に対する影響度）の大きいものから順になっています。
（注3）　前年比は各基準年の公表値とし、2015年基準の指数値による再計算は行っていません。（斜体部分）

食料　104．4となり、前年に比べ0．2％上昇しました。

（上昇したもの）	外食	2.1%	（ハンバーグ（外食）、焼肉（外食）など）
	生鮮果物	3.0%	（さくらんぼ、いちご、バナナなど）
	乳卵類	2.1%	（ヨーグルト、牛乳（店頭売り）など）
（下落したもの）	野菜・海藻	−6.9%	（ねぎ、キャベツ、トマトなど）
	飲料	−0.7%	（野菜ジュースなど）

住居　100．3となり、前年に比べ0．3％上昇しました。

（上昇したもの）	設備修繕・維持	2.5%	（大工手間代、駐車場工事費など）
	家賃	0.1%	（持家の帰属家賃など）

光熱・水道　97．3となり、前年に比べ1．4％上昇しました。

（上昇したもの）	ガス代	3.7%	（都市ガス代）
	電気代	0.6%	（電気代）

家具・家事用品　96．7となり、前年に比べ1．2％上昇しました。

（上昇したもの）	寝具類	5.4%	（布団など）
	家庭用耐久財	1.7%	（電気掃除機など）
	家事用消耗品	1.2%	（ティシュペーパーなど）
（下落したもの）	家事雑貨	−1.1%	（皿など）

被服及び履物　105．1となり、前年に比べ1．4％上昇しました。

（上昇したもの）	洋服	1.7%	（男子用上着、背広服（春夏物・中級品）など）
	シャツ・セーター類	2.1%	（婦人用Tシャツ（長袖）、男子用スポーツシャツ（半袖）など）
	被服関連サービス	3.1%	（洗濯代（背広服上下）など）

保健医療　104．0となり、前年に比べ0．8％上昇しました。

（上昇したもの）	保健医療サービス	1.0%	（診療代など）
	保健医療用品・器具	0.8%	（コンタクトレンズなど）

交通・通信　99．4となり、前年に比べ0．2％下落しました。

（上昇したもの）	自動車等関係費	0.6%	（カーナビゲーション、自動車保険料（任意）など）
	交通	1.3%	（タクシー代、鉄道運賃（JR）など）
（下落したもの）	通信	−2.9%	（通信料（携帯電話）、携帯電話機など）

教育　101．6となり、前年に比べ1．0％下落しました。

（上昇したもの）	補習教育	0.7%	（補習教育（高校・予備校）など）
（下落したもの）	授業料等	−1.9%	（幼稚園保育料（私立）など）

教養娯楽　104．8となり、前年に比べ1．7％上昇しました。

（上昇したもの）	教養娯楽サービス	1.7%	（外国パック旅行費、宿泊料、カラオケルーム使用料など）
	書籍・他の印刷物	2.1%	（新聞代（全国紙）など）
	教養娯楽用品	1.4%	（組立玩具、ペットフード（ドッグフード）、切り花（きく）など）

諸雑費　101．3となり、前年に比べ0．6％下落しました。

（上昇したもの）	たばこ	6.4%	（たばこ）
	身の回り用品	3.0%	（ハンドバッグなど）
	理美容サービス	0.8%	（理髪料など）
（下落したもの）	他の諸雑費	−4.0%	（保育所保育料）

資料No.６

令和２年 春季 各機関別 賃上げ集計状況

京　都　労　働　局
令和２年６月９日作成

【日本労働組合総連合会】

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	**令和２年**
全　体	2.00% 5,779 円	1.98% 5,712 円	2.08% 5,989 円	2.08% 6,043 円	**R2.6.5 1.90% 5,536 円**
300 人未満	1.81% 4,340 円	1.87% 4,490 円	1.99% 4,873 円	1.95% 4,792 円	**R2.6.5 1.81% 4,512 円**

※ 集計対象組合が異なるため「引上げ額」と「引上げ率」の年対比は整合しない。

【日本経済団体連合会】

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	**令和２年**
500 人以上	2.27% 7,497 円	2.34% 7,755 円	2.54% 8,621 円	2.46% 8,310 円	**R2.5.21 確報 2.17% 7,297 円**
500 人未満	1.83% 4,651 円	1.81% 4,586 円	1.91% 4,805 円	1.87% 4,764 円	**R2.6.12 確報 1.72% 4,471 円**

【日本経済新聞】

	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	**令和元年**	**令和２年**
全　体	2.08% 6,488 円	2.08% 6,512 円	2.31% 7,143 円	**2.17% 6,763 円**	**1.97% 6,208 円**

調査対象

○日本労働組合総連合会

「全体」は全組合のうち集計可能なもの。「300 人未満」は中小共闘組合。加重平均。

○日本経済団体連合会

「500 人」以上は東証一部上場、従業員数 500 人以上が原則。加重平均。

○日本経済新聞

上場企業及び日本経済新聞社が選んだ有力な非上場企業のうち集計可能なもの。加重平均。

資料No. 7

京都府における令和2年春季 賃上げ要求・妥結状況
（速報）

令和2年6月1日現在

	要求額			妥結額		
	組合数	金額	要求率	組合数	金額	妥結率
総平均	116	7,356	2.53	116	4,290	1.48
製造業 平均	80	7,620	2.58	80	4,499	1.52
食料品、飲料・たばこ・飼料	4	11,246	3.64	4	6,601	2.14
繊維工業	12	7,191	2.84	12	4,910	1.94
パルプ・紙・紙加工品	×	×	×	×	×	×
印刷・同関連業	3	15,890	6.20	3	5,014	1.96
化学工業	7	10,279	3.17	7	6,281	1.94
窯業・土石製品	3	10,667	3.78	3	5,109	1.81
非鉄金属	×	×	×	×	×	×
金属製品	5	5,998	2.09	5	4,441	1.55
機械器具（はん用、生産用、業務用）	14	8,521	2.92	14	5,576	1.91
電子部品・デバイス・電子回路	4	4,453	1.39	4	2,863	0.89
電気機械器具	19	5,485	1.73	19	2,608	0.82
輸送用機械器具	3	5,833	1.73	3	4,667	1.38
その他製造	4	7,573	2.74	4	4,601	1.66
非製造業 平均	36	6,770	2.43	36	3,825	1.37
建設業	×	×	×	×	×	×
情報通信業	4	3,638	1.23	4		0.87
運輸業，郵便業	13	6,665	2.49	13	2,872	1.07
卸売業，小売業	12	7,693	2.61	12	5,121	1.74
金融業，保険業	－	－	－	－	－	－
宿泊業，飲食サービス業	2	8,250	2.99	2	6,144	2.23
教育，学習支援業、医療，福祉	－	－	－	－	－	－
サービス業他	4	6,625	2.62	4	2,273	0.90

注 「×」は秘密保持のため数値を公表しないもの
「－」は現時点で把握できていないもの

資料出所：京都府商工労働観光部 人材確保・労働政策課

□特　集

令和元年毎月勤労統計調査地方調査結果概要

府企画統計課社会統計係

はじめに

「毎月勤労統計調査」は、常用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的として、厚生労働省が都道府県を通じて毎月調査しているものです。

この調査の対象は、日本標準産業分類に基づく16大産業（建設業、製造業など）に属する、常用労働者を５人以上雇用する事業所で、京都府では、約1000事業所について調査しています。

以下は、京都府における調査結果の概要ですが、数値は、５人以上規模の全事業所を調査すれば得られる数値に対応するよう復元して算出した令和元年における１人当たりの１か月平均値です。なお、調査産業のうち事業所数が少ないものについては公表していません。

また、平成25年10月の日本標準産業分類の一部改正に伴い、平成29年結果から改正後の産業で表章しています。

１　賃金の動き

－現金給与総額　２年連続の減少－

〈調査産業計〉

現金給与総額は、調査産業計で28万9442円と、前年に比べ1.0％減となっています。また、実質賃金は1.4％減となっています。現金給与総額のうちきまって支給する給与は、調査産業計で24万3213円と前年に比べ0.3％減となっています。（表１、２）

表１　賃金の動き（現金給与総額）

（指数：平成27年＝100）

	名目賃金		実質賃金	
	指数	対前年増減率(%)	指数	対前年増減率(%)
平成25年	97.7	1.5	102.1	0.7
26	99.8	2.1	100.8	△ 1.4
27	100.0	0.2	100.0	△ 0.7
28	101.3	1.4	101.3	1.3
29	102.6	1.3	101.9	0.6
30	100.8	△ 1.8	99.0	△ 2.8
令和元年	**99.8**	**△ 1.0**	**97.6**	**△ 1.4**

注　実質賃金指数＝名目賃金指数÷消費者物価指数（持ち家の帰属家賃を除く総合）× 100

〈産業別賃金〉

現金給与総額を産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業が48万1374円と最も高く、次いで、「金融業，保険業」、「学術研究，専門･技術サービス業」、「情報通信業」の順となり、最も低かったのは、宿泊業，飲食サービス業の12万7463円となっています。

前年と比べると、学術研究，専門・技術サービス業10.1％増など９産業で増加し、電気・ガス・熱供給・水道業14.8％減をはじめ、６産業で減少しています。（表２）

表２　産業別賃金支給額

（単位：円、％）

産業	現金給与総額		きまって支給する給与	
	実額	対前年増減率	実額	対前年増減率
調査産業計	**289,442**	**△ 1.0**	**243,213**	**△ 0.3**
建設業	384,494	△ 4.0	326,621	△ 4.6
製造業	378,025	0.9	308,628	2.3
電気・ガス・熱供給・水道業	481,374	△ 14.8	377,493	△ 10.7
情報通信業	403,420	6.3	338,092	9.5
運輸業，郵便業	334,545	△ 5.4	284,097	△ 5.9
卸売業，小売業	225,376	△ 8.3	195,298	△ 5.9
金融業，保険業	422,990	4.7	326,995	2.1
不動産業，物品賃貸業	280,687	△ 9.2	232,553	△ 9.5
学術研究，専門・技術サービス業	419,993	10.1	339,617	4.7
宿泊業，飲食サービス業	127,463	3.4	120,671	4.8
生活関連サービス業，娯楽業	243,930	6.1	219,263	2.2
教育，学習支援業	343,648	1.7	268,771	2.1
医療，福祉	303,049	△ 1.3	259,162	1.2
複合サービス事業	378,328	0.6	299,155	0.4
サービス業(他に分類されないもの)	260,963	7.6	223,609	4.6

〈男女別賃金〉

現金給与総額を男女別にみると、調査産業計で男37万2006円、女20万8310円となっています。

表３　産業、性別賃金及び男女間の差

（単位：円、％）

産業	現金給与総額		男女間の差（男＝100）		
	男	女	R１年	H30年	前年差
調査産業計	**372,006**	**208,310**	**56.0**	**52.9**	**3.1**
建設業	409,292	250,849	61.3	56.1	5.2
製造業	446,673	227,704	51.0	50.7	0.3
電気・ガス・熱供給・水道業	501,482	315,945	63.0	72.8	△ 9.8
情報通信業	437,695	300,308	68.6	70.8	△ 2.2
運輸業，郵便業	375,374	167,635	44.7	53.2	△ 8.5
卸売業，小売業	320,425	155,017	48.4	43.3	5.1
金融業，保険業	590,483	338,887	57.4	59.3	△ 1.9
不動産業，物品賃貸業	352,472	186,265	52.8	51.5	1.3
学術研究，専門・技術サービス業	505,792	287,495	56.8	54.6	2.2
宿泊業，飲食サービス業	160,443	102,058	63.6	53.5	10.1
生活関連サービス業，娯楽業	339,819	164,418	48.4	55.4	△ 7.0
教育，学習支援業	426,581	280,117	65.7	61.1	4.6
医療，福祉	396,539	269,915	68.1	63.8	4.3
複合サービス事業	444,844	269,731	60.6	61.8	△ 1.2
サービス業(他に分類されないもの)	329,971	179,609	54.4	52.4	2.0

また､男の賃金を 100 とした女の賃金の割合は、調査産業計で 56.0 となり、前年に比べ差が 3.1 ポイント小さくなっています。産業別には、情報通信業が 68.6 と最も差が小さく、次いで、医療, 福祉 68.1、教育, 学習支援業 65.7 と続き、最も差が大きい産業は、運輸業, 郵便業 44.7 となっています。（表３）

〈就業形態別賃金〉

就業形態別に現金給与総額をみると、調査産業計で一般労働者 40 万 9659 円、パートタイム労働者 9 万 7888 円となっています。一般労働者を 100 としたパートタイム労働者の現金給与総額の割合は、23.9 となっています。（表４）

表４　産業、就業形態別賃金及び格差

（単位：円、%）

産業	現金給与総額		就業形態間格差（一般=100）		
	一般	パート	R1 年	H30 年	前年差
調査産業計	**409,659**	**97,888**	**23.9**	**23.2**	**0.7**
建設業	395,009	91,744	23.2	23.3	△ 0.1
製造業	431,648	118,272	27.4	28.4	△ 1.0
電気・ガス・熱供給・水道業	537,116	181,854	33.9	16.0	17.9
情報通信業	412,368	122,202	29.6	28.6	1.0
運輸業, 郵便業	401,827	126,736	31.5	31.5	0.0
卸売業, 小売業	385,519	92,515	24.0	23.7	0.3
金融業, 保険業	467,571	152,394	32.6	36.8	△ 4.2
不動産業, 物品賃貸業	383,091	116,202	30.3	25.2	5.1
学術研究, 専門・技術サービス業	469,780	132,481	28.2	29.0	△ 0.8
宿泊業, 飲食サービス業	287,609	71,096	24.7	23.0	1.7
生活関連サービス業, 娯楽業	363,252	99,590	27.4	30.8	△ 3.4
教育, 学習支援業	530,412	87,411	16.5	12.9	3.6
医療, 福祉	400,339	128,711	32.2	28.8	3.4
複合サービス事業	426,244	121,135	28.4	24.3	4.1
サービス業(他に分類されないもの)	333,790	101,175	30.3	29.8	0.5

２　労働時間の動き
－総実労働時間　3.5%の減少－

〈労働時間〉

総実労働時間は、調査産業計で 130.6 時間と、前年に比べ 3.5％減少となっています。また、月間の時間数を年換算すると、総実労働時間は 1567.2 時間となっています。

産業別にみると、建設業が 170.8 時間と最も長く、宿泊業, 飲食サービス業が 98.2 時間と最も短くなっています。

前年との比較では、教育, 学習支援業 10.3％増など 4 産業で増加し、不動産業, 物品賃貸業 9.6％減をはじめ、11 産業で減少しています。

また、総実労働時間のうち所定外労働時間は、調査産業計で 8.4 時間と、前年に比べ 13.4％減となっています。産業別に前年比をみると「学術研究, 専門・技術サービス業」､「宿泊業, 飲食サービス業」､「複合サービス事業」など６産業で増加し、生活関連サービス業 , 娯楽業など９産業で減少しています。（図１、表５）

図１　産業、性別総実労働時間

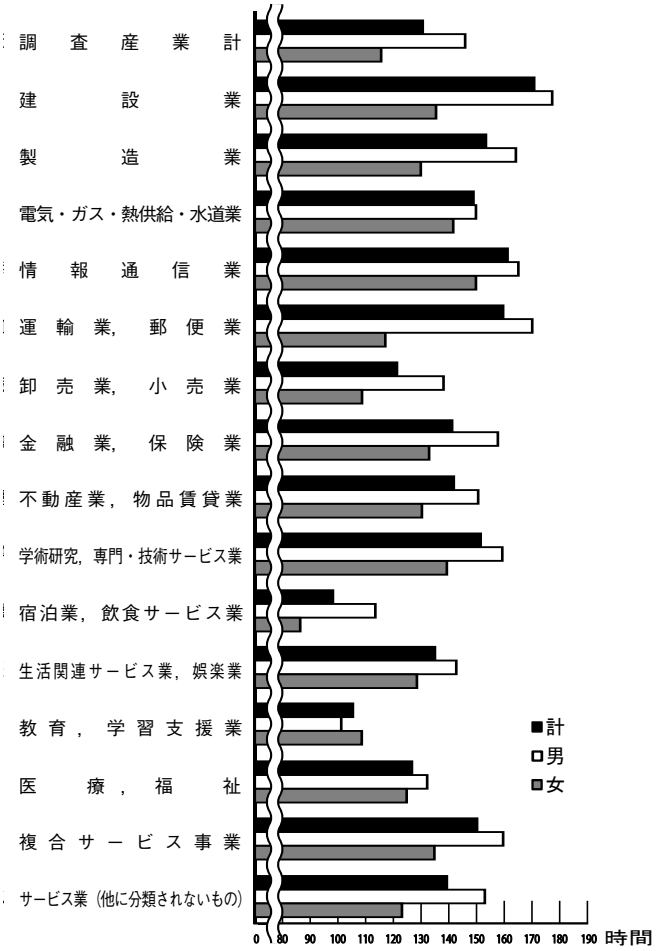

〈出勤日数〉

出勤日数は、調査産業計で 17.4 日と、前年に比べ 0.4 日減となっています。産業別にみると、建設業が 21.0 日と最も多く、宿泊業, 飲食サービス業が 14.8 日と最も少なくなっています。（表５）

表５　産業別実労働時間及び出勤日数

（単位：時間、%、日）

産業	総実労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		対前年増減率		対前年増減率		前年差
調査産業計	**130.6**	**△ 3.5**	**8.4**	**△ 13.4**	**17.4**	**△ 0.4**
建設業	170.8	△ 6.7	12.3	△ 32.3	21.0	△ 0.8
製造業	153.4	△ 2.0	12.2	△ 7.4	18.8	△ 0.4
電気・ガス・熱供給・水道業	148.9	△ 2.9	9.2	△ 26.6	19.0	0.3
情報通信業	161.2	6.1	13.8	△ 8.0	18.9	0.0
運輸業, 郵便業	159.6	△ 7.3	21.0	△ 18.3	19.0	△ 0.8
卸売業, 小売業	121.3	△ 7.8	5.3	△ 36.3	17.3	△ 0.6
金融業, 保険業	141.2	△ 3.1	10.7	7.5	17.8	△ 0.6
不動産業, 物品賃貸業	141.8	△ 9.6	8.9	△ 25.9	18.8	△ 0.9
学術研究, 専門・技術サービス業	151.5	6.3	10.9	35.8	18.5	△ 0.1
宿泊業, 飲食サービス業	98.2	1.6	6.4	15.6	14.8	0.4
生活関連サービス業, 娯楽業	135.0	△ 3.4	5.3	△ 37.4	18.1	△ 0.8
教育, 学習支援業	105.4	10.3	4.6	5.1	15.0	1.2
医療, 福祉	126.7	△ 2.3	5.7	2.9	17.2	△ 0.4
複合サービス事業	150.2	△ 3.4	11.7	9.9	18.9	△ 0.8
サービス業(他に分類されないもの)	139.3	△ 1.9	9.8	△ 8.2	18.3	△ 0.3

3　雇用の動き

－常用労働者　4.1％の増加－

〈常用労働者〉

常用労働者は、調査産業計で 95 万 3456 人と、前年に比べ 4.1％の増となっています。産業別に前年と比べると、教育,学習支援業 39.2％増をはじめ、11 産業で増加し、学術研究,専門･技術サービス業 19.0％減をはじめ、４産業で減少しています。

産業別構成比は、卸売業，小売業 20.0％、次いで医療，福祉 16.5％、製造業 16.3％、宿泊業，飲食サービス業 12.2％の順となり、この４産業で全体の６割以上を占めています。　（表６）

〈パートタイム労働者〉

常用労働者のうちパートタイム労働者は、調査産業計で 36 万 7657 人と、パートタイム労働者比率は 38.6％となり、前年に比べ 1.2 ポイント増となっています。

パートタイム労働者比率を産業別にみると、宿泊業，飲食サービス業が 73.9％と最も高く、次いで卸売業，小売業 54.6％、生活関連サービス業,娯楽業 45.3％の順となり、最も低かったのは、情報通信業 3.1％となっています。

産業別構成比をみると、卸売業，小売業 28.4％と最も多く、次いで宿泊業，飲食サービス業 23.5％、医療,福祉 15.4％、教育,学習支援業 9.4％、製造業 7.2％の順となり、この５産業で全体の８割以上を占めています。　（図２、図３、表６）

図２　産業別 常用労働者の構成比

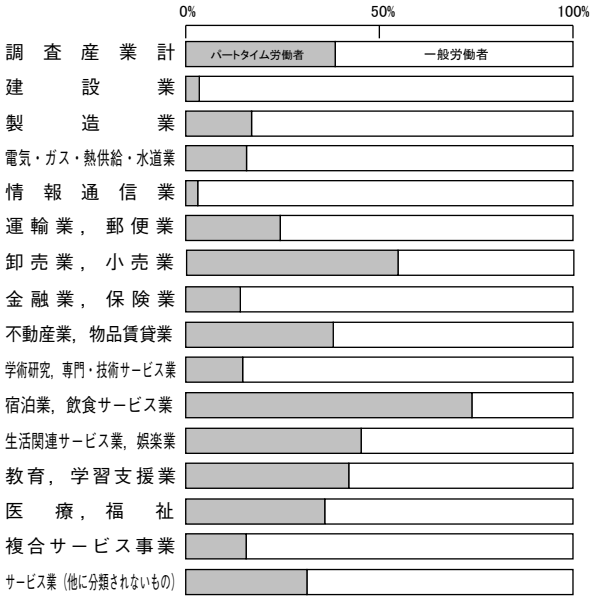

図３　パートタイム労働者比率と現金給与総額の推移

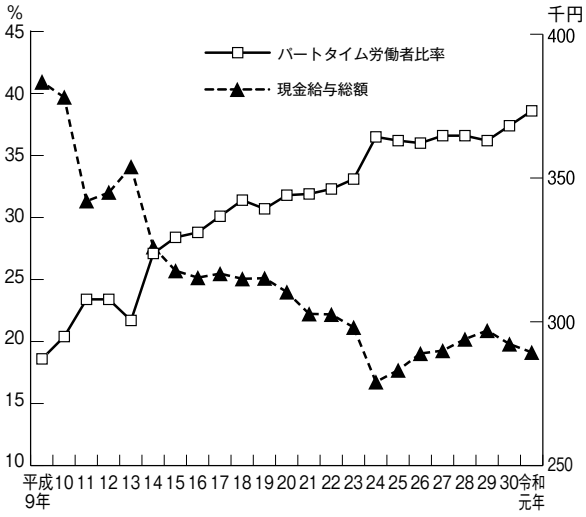

表６　産業別常用労働者及びパートタイム労働者の動き

（指数：平成 27 年＝ 100）（単位：人、％）

産業	常用労働者				パートタイム労働者		
	労働者数	雇用指数	対前年増減率	構成比	労働者数	労働者比率	構成比
調査産業計	**953,456**	**104.6**	**4.1**	**100.0**	**367,657**	**38.6**	**100.0**
建設業	26,586	100.7	0.8	2.8	921	3.5	0.3
製造業	155,049	107.8	2.0	16.3	26,429	17.0	7.2
電気・ガス・熱供給・水道業	5,621	103.5	3.5	0.6	882	15.7	0.2
情報通信業	12,201	89.0	0.3	1.3	372	3.1	0.1
運輸業，郵便業	53,398	98.2	5.7	5.6	13,045	24.4	3.5
卸売業，小売業	190,948	104.7	0.6	20.0	104,362	54.6	28.4
金融業，保険業	24,568	101.9	0.7	2.6	3,467	14.1	0.9
不動産業，物品賃貸業	13,849	89.5	△ 5.2	1.5	5,298	38.1	1.4
学術研究，専門・技術サービス業	19,240	85.1	△ 19.0	2.0	2,836	14.7	0.8
宿泊業，飲食サービス業	116,678	124.1	8.4	12.2	86,262	73.9	23.5
生活関連サービス業，娯楽業	28,558	101.5	△ 2.5	3.0	12,943	45.3	3.5
教育，学習支援業	81,854	100.9	39.2	8.6	34,437	42.1	9.4
医療，福祉	157,375	103.8	2.0	16.5	56,453	35.9	15.4
複合サービス事業	7,420	123.6	△ 1.6	0.8	1,158	15.6	0.3
サービス業（他に分類されないもの）	59,956	95.2	1.5	6.3	18,792	31.3	5.1

注　構成比は、四捨五入しているため、各産業の計が 100 とならない場合がある。

資料No.９

京都府における労働者１人当たりのきまって支給する給与額の推移

（単位：円）

年	きまって支給する給与	うち所定内給与	所定内給与対前年比増減率
平成 27年	241,606	223,817	0.40%
平成 28年	244,550	226,246	1.09%
平成 29年	246,723	227,901	0.73%
平成 30年	242,246	224,369	-1.55%
令和 元年	**243,213**	**225,996**	0.73%

資料出所：毎月勤労統計調査 表７（事業場規模５人以上）

「きまって支給する給与」とは、労働協約、就業規則等によって、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって毎月同じように支給される給与のことであり、基本給のほか家族手当、超過勤務手当等を含む。

「所定内給与」とは、きまって支給する給与のうち次の所定外給与以外のもの。

・所定外給与（超過労働給与）

所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与。時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

・特別に支払われた給与（特別給与）

労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。

①夏冬の賞与、期末手当等の一時金
②支給事由の発生が不定期なもの
③３か月を超える期間で算定される手当等（６か月分支払われる通勤手当等）
④いわゆるベースアップの差額追給分

資料No.10

京都府における

短時間労働者の１時間当たりの所定内給与額の推移
（平成27年～令和元年 5年間）

	男 （単位：円）	対前年比 増減率	女 （単位：円）	対前年比 増減率	男女計 （単位：円）	対前年比 増減率
平成 27年	1,164	4.49%	1,083	4.54%	1,107	4.43%
平成 28年	1,173	0.77%	1,110	2.49%	1,129	1.99%
平成 29年	1,146	-2.30%	1,117	0.63%	1,126	-0.27%
平成 30年	**1,166**	1.75%	**1,135**	1.61%	**1,144**	1.60%
令和 元年	**1,212**	3.95%	**1,177**	3.70%	**1,187**	3.76%
対30年	**＋¥46**		**＋¥42**		**＋¥43**	

「１時間当たり賃金」

短時間労働者について、各労働者ごとに賃金を所定内実労働時間数で除したものを平均した額をいう。

「短時間労働者」

同一事業所の一般の労働者より１日の所定労働時間が短い又は１日の所定労働時間が同じでも１週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

「賃 金」

６月分の所定内給与額をいい、全て平均所定内給与額である。
所定内給与額とは、労働契約等であらかじめ定められている支給条件、算定方法により６月分として支給された現金給与額（きまって支給する現金給与額）のうち、超過労働給与額（①時間外勤務手当、②深夜勤務手当、③休日出勤手当、④宿日直手当、⑤交替手当として支給される給与をいう。）を差し引いた額で、所得税等を控除する前の額をいう。

資料出所：賃金構造基本統計調査（短時間労働者）都道府県別第1表
（企業規模10名以上全産業平均）

資料No.11

京都府における学歴別初任給額の推移
（平成27年～令和元年　５年間）

		大学院修士課程修了			大　学　卒			高専・短大卒			高　校　卒		
		初任給額（千円）	対前年増減額（千円）	対前年増減率	初任給額（千円）	対前年増減額（千円）	対前年増減率	初任給額（千円）	対前年増減額（千円）	対前年増減率	初任給額（千円）	対前年増減額（千円）	対前年増減率
男女計	平成27年	225.7	-3.7	-1.6%	198.4	-2.7	-1.3%	175.1	-2.8	-1.6%	159.6	-3.2	-2.0%
	平成28年	230.4	4.7	2.1%	200.8	2.4	1.2%	173.9	-1.2	-0.7%	160.8	1.2	0.8%
	平成29年	234.5	4.1	1.8%	203.0	2.2	1.1%	182.5	8.6	4.9%	166.9	6.1	3.8%
	平成30年	236.4	1.9	0.8%	208.3	5.3	2.6%	180.0	-2.5	-1.4%	170.2	3.3	2.0%
	令和元年	236.8	0.4	0.2%	206.6	-1.7	-0.8%	187.5	7.5	4.2%	169.7	-0.5	-0.3%
男性	平成27年	230.5	-1.7	-0.7%	202.7	-1.1	-0.5%	171.6	-8.5	-4.7%	160.7	-3.3	-2.0%
	平成28年	230.4	-0.1	0.0%	204.2	1.5	0.7%	178.7	7.1	4.1%	160.5	-0.2	-0.1%
	平成29年	235.5	5.1	2.2%	207.9	3.7	1.8%	185.2	6.5	3.6%	166.2	5.7	3.6%
	平成30年	235.6	0.1	0.0%	209.3	1.4	0.7%	177.6	-7.6	-4.1%	169.7	3.5	2.1%
	令和元年	236.0	0.4	0.2%	208.1	-1.2	-0.6%	189.2	11.6	6.5%	170.8	1.1	0.6%
女性	平成27年	216.7	-4.4	-2.0%	193.8	-4.8	-2.4%	175.9	-0.8	-0.5%	157.7	-1.2	-0.8%
	平成28年	230.7	14.0	6.5%	197.2	3.4	1.8%	171.4	-4.5	-2.6%	161.1	3.4	2.2%
	平成29年	230.0	-0.7	-0.3%	198.5	1.3	0.7%	181.1	9.7	5.7%	168.4	7.3	4.5%
	平成30年	239.0	9.0	3.9%	207.3	8.8	4.4%	180.9	-0.2	-0.1%	170.9	2.5	1.5%
	令和元年	239.7	0.7	0.3%	205.2	-2.1	-1.0%	186.5	5.6	3.1%	167.6	-3.3	-1.9%

資料出所：賃金構造基本統計調査 参考表 都道府県、性、学歴別初任給額及び格差

資料No.12

全国の学歴別初任給額の推移
（平成22年～令和元年　10年間）

性、年		大学院修士課程修了		大　学　卒		高専・短大卒		高　校　卒	
男女計	平成 22　年	224.0	(-1.9)	197.4	(-0.7)	170.3	(-1.7)	157.8	(0.0)
	23	234.5	(4.7)	202.0	(2.3)	172.5	(1.3)	156.5	(-0.8)
	24	226.1	(-3.6)	199.6	(-1.2)	170.1	(-1.4)	157.9	(0.9)
	25	228.1	(0.9)	198.0	(-0.8)	172.2	(1.2)	156.0	(-1.2)
	26	228.3	(0.1)	200.4	(1.2)	174.1	(1.1)	158.8	(1.8)
	27	228.5	(0.1)	202.0	(0.8)	175.6	(0.9)	160.9	(1.3)
	28	231.4	(1.3)	203.4	(0.7)	176.9	(0.7)	161.3	(0.2)
	29	233.4	(0.9)	206.1	(1.3)	179.2	(1.3)	162.1	(0.5)
	30	238.7	**(2.3)**	206.7	**(0.3)**	181.4	**(1.2)**	165.1	**(1.9)**
	令和　元	**238.9**	**(0.1)**	**210.2**	**(1.7)**	**183.9**	**(1.4)**	**167.4**	**(1.4)**
男性	平成 22　年	224.5	(-1.8)	200.3	(-0.5)	173.6	(-1.3)	160.7	(-0.1)
	23	233.9	(4.2)	205.0	(2.3)	175.5	(1.1)	159.4	(-0.8)
	24	225.6	(-3.5)	201.8	(-1.6)	173.0	(-1.4)	160.1	(0.4)
	25	227.7	(0.9)	200.2	(-0.8)	174.2	(0.7)	158.9	(-0.7)
	26	227.7	(0.0)	202.9	(1.3)	176.1	(1.1)	161.3	(1.5)
	27	228.5	(0.4)	204.5	(0.8)	177.3	(0.7)	163.4	(1.3)
	28	231.7	(1.4)	205.9	(0.7)	179.7	(1.4)	163.5	(0.1)
	29	233.6	(0.8)	207.8	(0.9)	180.6	(0.5)	164.2	(0.4)
	30	239.9	(2.7)	210.1	(1.1)	182.9	(1.3)	166.6	(1.5)
	令和　元	**239.0**	**(-0.4)**	**212.8**	**(1.3)**	**184.7**	**(1.0)**	**168.9**	**(1.4)**
女性	平成 22　年	221.2	(-2.6)	193.5	(-0.7)	168.2	(-2.0)	153.2	(0.1)
	23	237.3	(7.3)	197.9	(2.3)	170.5	(1.4)	151.8	(-0.9)
	24	228.4	(-3.8)	196.5	(-0.7)	168.4	(-1.2)	153.6	(1.2)
	25	230.0	(0.7)	195.1	(-0.7)	171.2	(1.7)	151.3	(-1.5)
	26	230.7	(0.3)	197.2	(1.1)	172.8	(0.9)	154.2	(1.9)
	27	228.5	(-1.0)	198.8	(0.8)	174.6	(1.0)	156.2	(1.3)
	28	229.7	(0.5)	200.0	(0.6)	175.2	(0.3)	157.2	(0.6)
	29	232.4	(1.2)	204.1	(2.1)	178.4	(1.8)	158.4	(0.8)
	30	234.2	(0.8)	202.6	(-0.7)	180.4	(1.1)	162.3	(2.5)
	令和　元	**238.3**	**(1.8)**	**206.9**	**(2.1)**	**183.4**	**(1.7)**	**164.6**	**(1.4)**

注：（　）内の数値は、対前年増減率（%）である。

資料出所：賃金構造基本統計調査 第２表 産業別新規学卒者の初任給の推移

資料No.１３

京都府内の中途採用者の採用時賃金情報

（平成25～令和２年　１月～３月期比較）

	平　均　額 （単位円）	対前年同期比 （単位円、％）	
平成25年１月～3月	212,000−	−6,000	−2.75％
平成26年１月～3月	217,000−	+5,000	+2.35％
平成27年１月～3月	221,000−	+4,000	+1.84％
平成28年１月～3月	225,000−	+4,000	+1.81％
平成29年１月～3月	228,000−	+3,000	+1.33％
平成30年１月～3月	232,000−	+4,000	+1.75％
平成３１年１月～3月	236,000−	+4,000	+1.72％
令和２年１月～3月	**239,000−**	**+3,000**	**+1.27％**

（注）

1　京都労働局管内のハローワークにおける雇用保険の加入データに基づき、雇用形態が常用の者（新規学卒者を除く）を対象とし、採用時の賃金を集計したもの。

2　賃金は雇用保険者資格取得届の賃金月額欄に記入された賃金額を基礎としている。

3　４半期毎に取りまとめているが、各年の１月～３月期について比較したもの。

資料№１４

求人募集賃金・求職者希望賃金情報

京都労働局

令和2年4月分

（単位:円）

		常用			常用的パート		
		求人募集賃金		求職者希望賃金	求人募集賃金		求職者希望賃金
		上限平均	下限平均		上限平均	下限平均	
合計		265,762	200,136	252,696	1,220	1,105	1,056
職業別	管理的職業	304,791	233,994	282,857	—	—	973
	専門的・技術的職業	288,085	213,009	241,189	1,497	1,336	1,403
	事務的職業	225,505	181,876	319,148	1,093	990	983
	販売の職業	274,587	205,862	235,402	1,052	952	1,019
	サービスの職業	232,406	189,295	219,692	1,113	1,000	976
	保安の職業	203,327	177,497	179,706	1,115	997	972
	農林漁業の職業	280,751	188,600	203,333	1,138	1,052	1,036
	生産工程の職業	272,560	190,423	218,290	1,089	962	996
	運輸・機械運転の職業	278,126	217,731	251,805	1,087	1,033	988
	建設・採掘の職業	345,368	213,727	254,737	1,869	1,185	935
	運搬・清掃等の職業	231,461	195,935	195,763	1,421	1,348	939
年齢別	２４歳以下	265,319	199,689	203,081	1,220	1,105	964
	２５～３４歳	265,609	199,828	218,900	1,221	1,105	1,017
	３５～４４歳	267,560	200,787	384,749	1,221	1,106	1,021
	４５～５４歳	267,316	201,343	233,391	1,221	1,106	1,011
	５５歳以上	262,527	199,113	216,760	1,213	1,103	1,088

（注） 1 「求人募集賃金」は、1ケ月間に受理した求人賃金（「常用」については基本給＋定期的に支払われる手当、時間外手当含まず。「常用的パート」については基本給。）の平均値です。

2 「求職者希望賃金」は、1ケ月間に新たに求職申込をした人の希望賃金の平均値です。

求人募集賃金・求職者希望賃金情報

ハローワーク南部5所
（京都西陣所、京都七条所、伏見所、宇治所、京都田辺所）

令和2年4月分　　（単位：円）

		常用			常用的パート		
		求人募集賃金		求職者	求人募集賃金		求職者
		上限平均	下限平均	希望賃金	上限平均	下限平均	希望賃金
合計		266,958	201,988	263,482	1,242	1,125	1,082
職業別	管理的職業	307,783	236,754	294,400	—	—	968
	専門的・技術的職業	290,036	215,694	243,310	1,516	1,355	1,452
	事務的職業	226,283	183,026	340,527	1,104	996	993
	販売の職業	276,972	208,632	240,252	1,082	959	1,031
	サービスの職業	232,121	191,158	224,919	1,110	1,003	985
	保安の職業	200,203	180,043	184,828	1,107	1,005	970
	農林漁業の職業	300,569	192,812	206,500	1,157	1,075	1,061
	生産工程の職業	279,604	191,788	225,354	1,118	969	1,035
	運輸・機械運転の職業	275,355	217,782	256,337	1,060	1,019	1,002
	建設・採掘の職業	359,825	218,004	262,063	1,998	1,225	939
	運搬・清掃等の職業	230,377	196,472	199,558	1,486	1,407	945
年齢別	24歳以下	266,208	201,477	209,735	1,241	1,124	989
	25～34歳	266,665	201,639	222,937	1,242	1,125	1,042
	35～44歳	268,750	202,737	416,037	1,242	1,125	1,044
	45～54歳	268,579	203,149	238,667	1,242	1,125	1,021
	55歳以上	264,404	201,060	221,448	1,239	1,125	1,118

（注）1　「求人募集賃金」は、1ケ月間に受理した求人賃金（「常用」については基本給＋定期的に支払われる手当、時間外手当含まず。「常用的パート」については基本給。）の平均値です。

2　「求職者希望賃金」は、1ケ月間に新たに求職申込をした人の希望賃金の平均値です。

求人募集賃金・求職者希望賃金情報

ハローワーク北部3所
（福知山所、舞鶴所、峰山所）

令和2年4月分

（単位：円）

		常用			常用的パート		
		求人募集賃金		求職者	求人募集賃金		求職者
		上限平均	下限平均	希望賃金	上限平均	下限平均	希望賃金
合計		258,730	188,539	195,523	1,085	994	1,029
職業別	管理的職業	300,000	195,000	—	950	930	—
	専門的・技術的職業	293,856	203,697	219,041	1,360	1,184	1,097
	事務的職業	218,988	169,875	174,463	1,025	958	918
	販売の職業	270,496	189,364	191,538	1,014	933	2,239
	サービスの職業	218,658	173,433	176,765	1,089	976	925
	保安の職業	217,791	179,923	180,000	1,064	1,007	869
	農林漁業の職業	216,898	185,748	181,111	1,025	961	938
	生産工程の職業	247,149	183,262	185,556	970	940	931
	運輸・機械運転の職業	273,584	205,832	226,944	1,051	1,000	997
	建設・採掘の職業	292,967	190,693	215,000	1,000	910	1,000
	運搬・清掃等の職業	238,038	189,659	177,174	970	944	922
年齢別	24歳以下	256,847	187,596	176,044	1,089	996	907
	25～34歳	257,882	187,933	219,478	1,093	998	962
	35～44歳	259,739	188,347	189,375	1,092	998	936
	45～54歳	261,049	189,644	195,789	1,084	993	929
	55歳以上	259,283	190,111	190,444	1,072	985	1,120

（注） 1 「求人募集賃金」は、1ケ月間に受理した求人賃金（「常用」については基本給＋定期的に支払われる手当、時間外手当含まず。「常用的パート」については基本給。）の平均値です。

2 「求職者希望賃金」は、1ケ月間に新たに求職申込をした人の希望賃金の平均値です。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

資料№１５

Press Release

政府統計

報道関係者　各位

令和元年12月４日
【照会先】
政策統括官付参事官付賃金福祉統計室
室　　長　　角井　伸一
室長補佐　　山口　美春
賃金第一係
（代表電話）03(5253)1111(内線 7656, 7634)
（直通電話）03(3595)3147

「令和元年賃金構造基本統計調査（初任給）」の結果を公表します

厚生労働省では、このほど、「令和元年賃金構造基本統計調査(初任給)」の結果を取りまとめましたので、公表します。

「賃金構造基本統計調査」は、全国の主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的として、毎年６月分の賃金等について７月に調査を実施しています。

今回公表する内容は、新規学卒者の令和元年初任給（６月分）の結果で、調査客体として抽出された 10 人以上の常用労働者を雇用する民間の事業所のうち、有効回答を得た事業所の中で新規学卒者を採用した 15,349 事業所から、初任給が確定している 14,942 事業所について集計したものです。

【調査結果のポイント】

１　学歴別にみた初任給

・男女計の初任給は、全ての学歴で前年を上回った。　【２頁・第１表、６頁・付表１】

男女計	大学院修士課程修了	238,900 円	（前年比　0.1%増）
	大　　学　　卒	210,200 円	（　同　　1.7%増）
	高 専 ・ 短 大 卒	183,900 円	（　同　　1.4%増）
	高　　校　　卒	167,400 円	（　同　　1.4%増）

・大学卒及び高校卒の初任給は、男女とも前年を上回った。　【１頁・第１図、２頁・第１表、６頁・付表１】

大学卒		高校卒	
男性	212,800 円（前年比　1.3%増）	男性	168,900 円（同　1.4%増）
女性	206,900 円（　同　　2.1%増）	女性	164,600 円（同　1.4%増）

２　企業規模別にみた初任給

大学卒及び高校卒の初任給を企業規模別にみると、男女とも大企業（常用労働者 1,000 人以上）、中企業（同 100～999 人）及び小企業（同 10～99 人）の全ての企業規模において前年を上回った。　【３頁・第２表】

		大企業	中企業	小企業
大学卒	男性	215,900 円（前年比 0.8%増）	211,100 円（同 2.0%増）	206,000 円（同 1.4%増）
	女性	209,700 円（前年比 1.9%増）	205,200 円（同 2.2%増）	201,800 円（同 2.4%増）
高校卒	男性	169,100 円（前年比 1.3%増）	167,600 円（同 1.5%増）	171,800 円（同 1.7%増）
	女性	166,900 円（前年比 0.8%増）	163,600 円（同 1.0%増）	163,800 円（同 3.0%増）

本調査については、調査計画では調査員調査であるのに郵送調査を実施していたことなどを踏まえ、令和元年調査より調査計画を変更して実施しております。詳細は、別添概況をご覧ください。

政府統計

報道関係者　各位

令和２年３月 31 日
【照会先】政策統括官付参事官付賃金福祉統計室
室　　長　　角井　伸一
室長補佐　　山口　美春
賃金第一係（代表電話）03(5253)1111(内線 7656, 7634)
（直通電話）03(3595)3147

「令和元年賃金構造基本統計調査」の結果を公表します

厚生労働省では、このほど「令和元年賃金構造基本統計調査」の結果を取りまとめましたので公表します。

「賃金構造基本統計調査」は、全国の主要産業に雇用される労働者の賃金の実態を、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにすることを目的として、毎年６月分の賃金等について７月に調査を実施しています。

今回公表する内容は、全国及び都道府県別の賃金について、調査客体として抽出された 78, 482 事業所のうち有効回答を得た 53, 867 事業所から、10 人以上の常用労働者を雇用する民間事業所（47, 148 事業所）について集計したものです。

また、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成 30 年 12 月 25 日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、今回から、外国人労働者の賃金を集計しています。

＜調査結果のポイント＞

１　一般労働者（短時間労働者以外の労働者）の賃金（月額）(注1)(注2)

男女計	307, 700 円（前年比	0. 5%増）	（年齢 43. 1 歳、勤続年数 12. 4 年）
男性	338, 000 円（同	0. 1%増）	（年齢 43. 8 歳、勤続年数 13. 8 年）
女性	251, 000 円（同	1. 4%増）	（年齢 41. 8 歳、勤続年数　9. 8 年）

※男女間賃金格差（男＝100）　74. 3（前年差　1. 0Ｐ上昇）

【1頁・第1表、2頁・第2表】

２　短時間労働者の賃金（１時間当たり）(注1)(注2)

男女計	1, 148 円（前年比	1. 8%増）	（年齢 46. 1 歳、勤続年数　6. 0 年）
男性	1, 207 円（同	1. 5%増）	（年齢 44. 2 歳、勤続年数　5. 3 年）
女性	1, 127 円（同	2. 0%増）	（年齢 46. 8 歳、勤続年数　6. 2 年）【14 頁・第 10 表】

３　外国人労働者の賃金（月額又は１時間当たり）(注1)　【新規項目】

（１）一般労働者のうち外国人労働者の賃金（月額）

223, 100 円　（年齢 33. 4 歳、勤続年数　3. 1 年）【16 頁・第 13 表】

（２）短時間労働者のうち外国人労働者の賃金（１時間当たり）

1, 068 円　（年齢 29. 1 歳、勤続年数　1. 7 年）【16 頁・第 14 表】

（注１）６月分として支払われた所定内給与額の平均値（１及び３（１）は月額、２及び３（２）は時間額）。
（注２）１及び２は外国人労働者を含む。

詳細は、別添概況をご覧ください。

資料№１７

日弁連人１第１３４１号
２０２０年（令和２年）２月２５日

地方最低賃金審議会　御中

日本弁護士連合会
会長　菊　地　裕太郎
（公印省略）

全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書について（参考）

当連合会は，別紙のとおり「全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書」を取りまとめ，本年２月２１日付けで厚生労働大臣，中央最低賃金審議会会長，衆議院厚生労働委員会委員長及び参議院厚生労働委員会委員長宛てに提出いたしました。

つきましては，御参考までに送付申し上げます。

添付書類

全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書

全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書

２０２０年（令和２年）２月２０日
日本弁護士連合会

第１　意見の趣旨

１　最低賃金法(昭和３４年法律第１３７号)を改正し，地域別最低賃金を廃止するとともに，最低賃金については中央最低賃金審議会において決定する仕組みに改めることを求める。

２　前項の改正に当たっては，一定の猶予期間を設け，東京都を含む最低賃金の高い都道府県の最低賃金を引き下げることなく，全体の引上げを図るとともに，併せて，充実した中小企業支援策を構築することを求める。

第２　意見の理由

１　はじめに

当連合会は，２０１１年６月１６日，「最低賃金制度の運用に関する意見書」を取りまとめ，公表した。これは，地域別最低賃金の引上げその他，現行法を前提としてもなお，改善可能な事柄について指摘したものである。当連合会は，その後も，最低賃金の引上げを求め続けており，２０１９年４月２５日にも，「最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明」を公表したところである。

しかし，最低賃金の引上げは依然として小幅なものにとどまり，また地域間の格差も解消されていない。

本意見書は，最低賃金制度に関するこれまでの経緯を振り返った上で，上記のような問題点を解消するために，全国一律の最低賃金制度の導入を求めるものである。

２　現行の最低賃金制度の枠組みと地域間格差の拡大

(1) 最低賃金制度の概要

最低賃金法(昭和３４年法律第１３７号。以下「法」という。)は，「賃金の低廉な労働者について，賃金の最低額を保障することにより，労働条件の改善を図り，もって，労働者の生活の安定，労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに，国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的としている(法１条)。

現行の最低賃金制度は，各都道府県の地方最低賃金審議会の審議に基づき，厚生労働大臣または都道府県労働局長が決定する当該都道府県の全ての労働

者に適用される最低賃金である地域別最低賃金(法９条以下)と，一定の事業または職業に係る最低賃金である特定最低賃金(法１５条以下)によって構成され，原則となるのは地域別最低賃金である。１９６８年(昭和４３年)の法改正以降，その大枠に変化はない。

地域別最低賃金は，「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない。」とされている(法９条２項)。

近年の就業形態の多様化，低賃金労働者の増大といった環境の変化の中で，最低賃金制度が，セーフティネットとして一層機能することが求められるようになり，２００７年(平成１９年)の法改正では，「労働者の生計費を考慮するに当たっては，労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう，生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」との条項が設けられた(法９条３項)。

その結果，最低賃金の水準が，少なくとも生活保護の水準を下回らないことを求められることになった。

(2) 目安制度が導入されるに至った経緯

ところで，１９７５年(昭和５０年)３月には，当時の野党四党(日本社会党，日本共産党，公明党，民社党)は，「本来，最低賃金は，労働条件に関するナショナル・ミニマムの重要な一環をなすものとして，中央で決定すべき」であるとして，全国一律最低賃金制度の導入を含む最低賃金法の改正案を国会に提出した。同法案自体は最終的に審議未了廃案となったが，同法案の国会への提出を受け，労働大臣(当時)は，中央最低賃金審議会に対し，「今後の最低賃金制のあり方について」諮問を行っている。

諮問を受けた中央最低賃金審議会は，地域別最低賃金制度に関して「今日なお地域間，産業間等の賃金格差がかなり大きく存在し，したがって依然として地域特殊性を濃厚に持つ低賃金の改善に有効」としつつ，「最低賃金の決定について全国的な整合性を常に確保する保障に欠けるうらみがあることも否定しえない」とし，中央最低賃金審議会において，毎年，都道府県を数等のランクに分け，最低賃金の改定についての「目安」を作成し，一定の時期までに地方最低賃金審議会に提示するという措置を講じる必要がある旨答申するに至った(昭和５２年１２月５日中央最低賃金審議会答申)。

１９７８年(昭和５３年)以降，中央最低賃金審議会は，同審議会に設けられる目安に関する小委員会において，全都道府県をＡ～Ｄの４つのランクに分けて，各ランクごとの引上額の目安を検討し，毎年７月下旬に，労働大臣

ないし厚生労働大臣に答申する。各地の地方最低賃金審議会においては，この答申を参考として，各労働局長に対し，地域別最低賃金の額を答申するという枠組みが定着するに至った。

なお，以上のような事実上の枠組みは，「目安制度」と呼ばれている。

(3) 目安制度の実施とその限界

目安制度の導入後，しばらくは最低賃金額の地域間の格差は縮小する傾向にあった。

具体的には，①１９７８年(昭和５３年)には，地域別最低賃金(時間額)の最高額は，東京都の３６５円であった。一方で最低額は，青森県等５県の２７９円であり，その差額は８６円，後者の前者に対する割合(以下，本意見書においては，これを「格差率」という。)は７６．４％であった。その１０年後に当たる②１９８８年(昭和６３年)には，同最高額は東京都の５０８円であるのに対し，同最低額は鹿児島県等３県の４２８円であり，その差額は８０円，格差率は８４．３％であった。その後も格差の解消は続き，更にその１０年後に当たる③１９９８年(平成１０年)には，同最高額は東京都の６９２円であるのに対し，同最低額は宮崎県の５８９円であり，その差額は１０３円，格差率は８５．１％となった。

しかし，その後は格差の解消は進まなかった。むしろ，近年は地域間の格差が拡大する傾向にあり，１９７８年(昭和５３年)の目安制度の導入時とほぼ同水準となってしまった。

具体的には，④２００８年(平成２０年)には，同最高額は東京都の７６６円であるのに対し，同最低額は鹿児島県等３県の６２７円となり，かえってその差額は１３９円，格差率は８１．９％に拡大した。さらに，⑤２０１８年(平成３０年)には，同最高額(東京都)の９８５円に対し，同最低額は鹿児島県の７６１円となり，その差額は２２４円，格差率は７７．３％と更に拡大した。

なお，⑥２０１９年(令和元年)は，同最高額は東京都の１，０１３円であるのに対し，同最低額は九州地方７県を中心とする１５県の７９０円で，その差額は２２３円となり，前年と比較して１円縮小したものの，格差率は７８．０％と拡大基調が続いている。

以上の実態に照らした場合，地域間の最低賃金額の格差を是正するという意味においては，目安制度は，その限界を露呈し，有効に機能しなくなってしまっていると評価できる。

3　地域別最低賃金制度の論拠と社会の実態について

(1) 地域別最低賃金制度の趣旨

法が地域別最低賃金制度を採用する根拠については，「労働者の生計費や賃金等地域に応じて経済状況が異なり，全国一律の額として決定することが不合理である」からとされている。

しかし，現行法の大枠が定められた１９６８年(昭和４３年)の法改正から既に５０年以上が経過した。今日の社会の状況を前提としても，なお，上記の趣旨が当てはまるのかについては疑問である。

(2) 労働者の生計費に地域間格差はほとんど存在しないこと

例えば，地域別最低賃金を決定する際の考慮要素とされる労働者の生計費についてであるが，労働組合[1]や研究者[2]による調査によれば，都市部と地方の間で，ほとんど差がないことが明らかになってきている。

具体的には，食費や住居費，水光熱費，家具家電用品費，被服・履物費，保健医療費，交通・通信費，教養娯楽費等，労働者の生活に最低必要と考えられる費用を試算したところ，その金額は月額２２～２４万円(租税公課込み)となり，都市部か地方かによってほとんど差がなかったとされる。これは，地方では，都市部に比べて住居費が低廉であるものの，公共交通機関の利用が制限されるため，通勤その他の社会生活を営むために自動車の保有を余儀なくされることが背景にある。従来の議論では，自動車の保有の有無を意識した調査や分析がなされることはなかったが，昨今の調査研究により，以上のような実態がようやく明らかとなった。

ちなみに，月額２２～２４万円という水準は，月に１７３．８時間働くと仮定した場合，時間給に換算すると１，３００～１，４００円に相当し，現在の全国加重平均額である９０１円を大幅に上回る。

(3) 最低賃金法の考慮要素について

現行最低賃金法は，地域別最低賃金の決定に当たって，労働者の生計費のほかに賃金及び通常の事業の賃金支払能力を考慮要素としている。しかしながら，賃金や企業の支払能力の差異は，賃金構造基本統計調査等のデータによれば，「地域」による差異よりも企業規模や産業，職種による差異の方が大きい。

さらに，例えば，医療や福祉の分野においては，若干の地域加算を除けば，全国一律の診療報酬あるいは介護報酬の基準に基づいて，病院や介護施設が経営されている。このようなケースにおいては，基本的に企業ごとの支払能

---

[1] ２０１７連合リビングウェイジ～労働者が最低限の生活を営むのに必要な賃金水準～

[2] 中澤秀一静岡県立大学短期大学部准教授作成（最低生計費調査の結果一覧）

力が地域によって大きく異なることはないはずである。

そもそも，最低賃金は，「健康で文化的な最低限度の生活」を営むために必要な最低生計費を下回ることは許されない。上記のとおり，労働者の生計費に地域間格差はほとんど存在しないのであるから，少なくとも最低生計費を上回る金額を確保することが必要であり，地域の賃金額や通常の事業の支払能力を考慮したとしても，最低生計費を上回ることは認められるのに対し，下回ることは認められない。

4　全国一律最低賃金制を取り巻く状況

(1) 諸外国における状況

現在，イギリスやフランス，ドイツ，イタリア，あるいは隣国の韓国等では，いずれも既に全国一律最低賃金制度が実施されている。日本以外の先進主要７か国（Ｇ７）において全国一律最低賃金制が導入されていないのは，カナダのみである（アメリカの場合，州ごとの最低賃金のほかに連邦最低賃金が実施されている。）。

例えば，イギリスでは，所得格差の是正と貧困問題の解決を目的として，１９９９年から全国最低賃金制度が実施されているが，地域別の最低賃金制度は採用していない。

また，フランスでは，当初は，地域別に最大２０％の減額が認められていたものの，その後，地域別減額が廃止されたという経緯もある。

ドイツは，長年法定最低賃金制度を持たない国であったが，２０１５年に同制度を導入することになった。しかし，イギリスと同様，地域別の最低賃金制度は採用していない。

なお，これらの国では，若年層や見習，訓練期間についての減額措置や適用除外の制度が併せて採用され，企業や雇用への影響に対して政策的な配慮がなされている。

(2) 地方議会における議論の状況

地域の人口が都市部に流出する地方においては，最低賃金の格差の是正は喫緊の課題と認識されてきている。

実際に，最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係が認められ，特に若年層では，最低賃金の低い地方から最低賃金の高い地方へと流出していることが明らかになっている。その結果，最低賃金の低い地方の経済が停滞し，地域間の格差が固定，拡大されるという悪循環が生じている。これは，「国民経済の健全な発展に寄与する」という法の目的にも反する。

こうした状況を受けて，地方を中心に，各地の議会で全国一律最低賃金制

度の確立を求める意見書や請願が採択されている。

5　全国一律最低賃金制度の実施手順及び中小企業への配慮

実際に全国一律最低賃金制度が実施されることになった場合，東京都を含む最低賃金の高い都道府県の最低賃金を引き下げることによって格差の縮小を図ろうとすることは，最低賃金が憲法２５条の要請に基づき，労働者の生活を保障する制度であることから，許されるべきではない。一定期間をかけて最低賃金の低い地域の底上げを図り，高い地域に接近させていくことで，全体の引上げを図りつつ地域間格差を段階的に縮小していくことになる。

この点，ここ数年，年に２５～２７円（全国加重平均）のペースで最低賃金の引上げがなされてきたが，これに伴う倒産件数の増加や失業率の上昇といった現象は確認されていない。

もっとも，ここまで地域ごとの最低賃金の金額に大きな差異が生じてしまった以上，その是正に当たっては，一定程度の期間をかけることが必要であり，同時に，現実に最低賃金引上げにより大きな影響を受けることになる中小企業への充実した支援も不可欠である。

現在，厚生労働省においては，「業務改善助成金」制度を創設し，最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業に対する支援を実施している。しかし，生産性向上のための設備投資の実施などが要件とされているため，中小企業にとって必ずしも使い勝手の良いものとはなっておらず，利用件数はごく少数である。

そこで，最低賃金の引上げを行った諸外国の例も参考にしながら，有効な支援策を講じる必要がある。例えば，韓国では，雇用者１０人未満の事業者に対し，雇用保険料及び国民年金保険料の事業者負担部分を減額する制度を導入している。さらに，時限的な制度として，雇用者３０人未満の事業主に対し，雇用者１人につき時給１５００ウォン(過去１年間の平均的なレートで円に換算すると約１３６円)を支給する雇用安定資金支援制度もある。我が国でも，中小企業の経営において大きな負担となっている社会保険料の負担軽減などの導入が必要である。

また，私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和２２年法律第５４号)や下請代金支払遅延等防止法(昭和３１年６月１日法律第１２０号)といった中小企業を保護する役割を果たす法制度を，これまで以上に積極的に運用する必要もある。

6　まとめ

１９６８年(昭和４３年)の法改正によって設けられた地域別最低賃金制度

は，その後５０年以上の年月が経過する中で，その論拠は大きく揺らいでいる。むしろ，同制度は，地域間の格差を固定，拡大するなど，国民経済の健全な発展に十分に寄与することができていない。

地域別最低賃金を認める前提となってきた最低限度の生計費の必要額に，地域間で大きな差がない以上，全国一律の最低賃金制度へ移行するとともに，必要な大幅引上げを実行することによって，全国の労働者に対し，自らの賃金で安心して生活できる権利を保障すべきである。

なお，全国一律最低賃金制度の実施は，一定期間をかけて段階的に行われるべきであるが，移行に当たっては，各国の状況なども精査し，若年層等について異なる最低賃金額を認めることが必要か否かについても慎重に検討し，例外を設ける場合には，その範囲及び金額についても検討することが可能である。

以上のとおり，当連合会は，法を改正し，地域別最低賃金を廃止するとともに，最低賃金について中央最低賃金審議会において決定する仕組みに改めることを求めるものである。

以　上